

# 長屋建住宅・建売住宅

## 農地転用許可申請書 添付書類

	書類の名称	必要部数	備考
1	許可申請書	第4条	3 権利の設定・移転を伴わないもの
		第5条	4 権利の設定・移転を伴うもの
2	住民票の謄本	2	第5条の場合は、当事者双方のもの (1部はコピー可)
3	〈法人・団体の場合〉 法人登記事項証明書若しくは、 定款又は、寄附行為の写し、団体の規約	2	(1部はコピー可) ※インターネットのものは不可
4	土地の登記簿の謄本	2	さいたま地方法務局熊谷支局 Tel.524-8805 (1部はコピー可)
5	図面	①位置図(2万分の1)	2 行田市都市計画図(コピー可)
		②案内図	2 略図又は住宅地図のコピー
		③公図(原本)	2 さいたま地方法務局熊谷支局又は市役所税務課 ※インターネットのものは不可
		④配置図	2 転用後の利用配置計画
		⑤平面図	2 建築物、工作物等
		⑥立面図	2 "
		⑦土地造成図	2 平面図及び横断面図
6	現況写真	1	撮影方向がわかる資料を添付すること。
7	理由書	2	詳細、明確に記入すること。
8	資金調達計画書	2	見積書、残高証明、融資証明などの裏付書類を添付すること。
9	廃水等の処理方法書・説明書	2	水質、水量、方法、時期、被害防除
10	土地改良区の意見書	2	元荒川上流土地改良区 ☎556-3135 大里用水土地改良区 ☎521-0433 見沼代用水土地改良区 ☎0480-85-9100 南河原村土地改良区 ☎557-4100 新江川土地改良区 ☎557-4100
11	農用地除外証明書	2	証明手数料 200円
12	誓約書(実印)	2	印鑑証明書を添付すること。 (1部コピー可)
13	委任状(申請手続等を代理人が行う場合)	2	(1部コピー可)
その他参考資料 建売住宅の場合、宅建業の免許(個人ではなく会社)			

- \* 申請書の受付は、毎月10日が締切りです。
- \* 開発行為を伴うものについては、開発行為許可申請書を建築開発課へ同時提出してください。
- \* 土地改良区の意見書は、該当する土地改良区について添付してください。
- \* 住民票の謄本、戸籍の謄本、土地の登記簿の謄本、公図及び印鑑証明書は、申時以前3か月以内に発行されたものを添付してください。